

茨木市議会規則第 号

茨木市議会会議規則の一部を改正する規則

茨木市議会会議規則（平成15年茨木市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1章の前に次の目次を付する。

目次

第1章 会議

- 第1節 総則（第1条—第7条）
- 第2節 議案及び動議（第8条—第13条）
- 第3節 議事日程（第14条—第18条）
- 第4節 選挙（第19条—第27条）
- 第5節 議事（第28条—第40条）
- 第6節 秘密会（第41条・第42条）
- 第7節 発言（第43条—第55条）
- 第8節 表決（第56条—第65条）
- 第9節 公聴会、参考人（第66条—第72条）
- 第10節 会議録（第73条—第77条）
- 第11節 議員派遣（第78条）

第2章 請願・陳情の処理（第79条—第84条）

第3章 辞職及び資格の決定（第85条—第89条）

第4章 規律（第90条—第93条）

第5章 懲罰（第94条—第99条）

第6章 協議又は調整を行うための場（第100条）

第7章 補則（第101条）

附則

第11条中「法第115条の2」を「法第115条の3」に改める。

第30条第1項中「第74条」を「第81条」に改める。

第94条を第101条とする。

第6章中第93条を第100条とする。

第5章中第92条を第99条とし、第87条から第91条までを7条ずつ繰り下げる。

第4章中第86条を第93条とし、第83条から第85条までを7条ずつ繰り下げる。

第3章中第82条を第89条とし、第78条から第81条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章中第77条を第84条とし、第72条から第76条までを7条ずつ繰り下げる。

第1章第10節中第71条を第78条とし、同節を同章第11節とし、同章第9節中第70条を第77条とし、第66条から第69条までを7条ずつ繰り下げ、同節を同章第10節とし、同章第8節の次に次の1節を加える。

第9節 公聴会、参考人

(公聴会開催の手續)

第66条 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、日時、場所及び意見を聞く案件その他必要な事項を公示しなければならない。

(公聴会での意見の申出)

第67条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ文書でその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第68条 公聴人において意見を聞く利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定により申し出た者及びその他の者の中から、議会において決定し、議長から本人に通知する。

2 前条の規定により申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方的にならないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第69条 公述人は、発言するときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聞く案件の範囲をこえてはならない。

(議員と公述人の質疑)

第70条 議員は、公述人に対して質疑を行うことができる。

2 公述人は、議員に対して質疑を行うことができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第71条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第72条 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人に日時、場所及び意見を聞く案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、前3条の規定を準用する。

別表中「(第93条関係)」を「(第100条関係)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。